

集團指導②資料

- 1.居宅届について
- 2.負担限度額について
- 3.新型コロナウイルス感染症の臨時的取り扱いについて
- 4.暫定プランについて
- 5.生活援助について
- 6.福祉用具について

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書 について

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書 について

令和6年4月より

変更点①
委任状の廃止

変更点②
署名横押印の廃止

変更点③
署名欄の追加

被保険者氏名		被保険者番号
フリガナ		個人番号
		生年月日
		年 月 日
居宅サービス計画作成依頼（変更）する居宅介護支援事業所		
居宅介護支援事業所名	事業所の所在地 市	
	電話番号 ()	
居宅介護支援事業所番号		
居宅介護支援事業所を変更する場合の		
官野濱市長 様		
上記の事業所に居宅サービス計画		
年 月 日		
住所		
被保険者	電話番号 ()	
氏名		
※小規模多機能型居宅介護の利用者のみ記入※		
小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無		
※小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅サービス（居宅療養管理指導及び特定施設入所者生活介護及び地域密着型サービスの利用の有無を記入して下さい。		
☐ 居宅サービス等の利用あり		
(利用したサービス：		
☐ 居宅サービス等の利用なし		
居宅サービス計画作成依頼（変更）する居宅介護支援事業所が居宅介護支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該居宅介護支援事業所に必要な範囲で提示することに同意します。		
年 月 日 氏名		

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書 について

☆注意点

新設された情報の提示の署名の欄が不備な方が多いです。
あくまで情報を開示することへの同意の為、この署名のみで情報の提示はできませんが、情報開示の際に再度確認させていただく場合がございます。そのため本人のお名前の署名の不備のないよう、提出をお願いします。

本人・家族の拒否があり、署名が頂けない場合は、その旨を担当までお伝えください。

居宅サービス計画の作成を依頼（変更）する居宅介護支援事業所が居宅介護支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該居宅介護支援事業所に必要な範囲で提示することに同意します。

年 月 日 氏名

負担限度額について

負担限度額について

更新申請期間：令和6年6月17日（月）から令和6年7月31日（水）

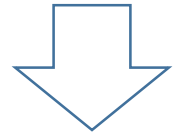
負担限度額証をお持ちの利用者さんがいる場合には、
期限内での申請の促しをお願いします。

💡 報酬改定に伴い、、、
令和6年8月1日から、居住費が60円/日引き上げられます。
（利用者負担第1段階の多床室利用は除く。）

新型コロナウイルス感染症に係る 介護サービス事業所の人員基準等の 臨時的な取扱い

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」



令和6年3月31日をもって廃止
(一部の臨時的な取扱いを除く。)

- ①介護老人保健施設について、感染者の発生により入退所を停止する場合の、基本サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算における在宅復帰・在宅療養支援等指標の取扱い
- ②ユニットリーダー研修について、実地研修が未受講である場合の取扱い

参考：令和6年3月19日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡

暫定プラン



暫定プランについて

従来

- 介護支援専門員と利用者間のトラブル防止のために暫定プランの提出を依頼。



R6.7月～

- CMが責任を持ち業務を行うとして廃止。

廃止に伴う留意点

- ・ **担当者会議の中で、見込み違いが生じた場合全額自己負担や償還払いになる可能性がある旨必ず利用者に説明し、了承を得てください。**
- ・ 居宅届についても、見込み違いが生じた場合を考慮し、予防と居宅両方の届け出を推奨します。
- ・ 必要に応じて、「同居家族がいる場合の生活援助が必要な理由書」、「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認書」の提出を忘れないようにお願いします。
- ・ 暫定プランの提出はなくなりますが、随時相談には対応します。

暫定プランの提出から対応できること

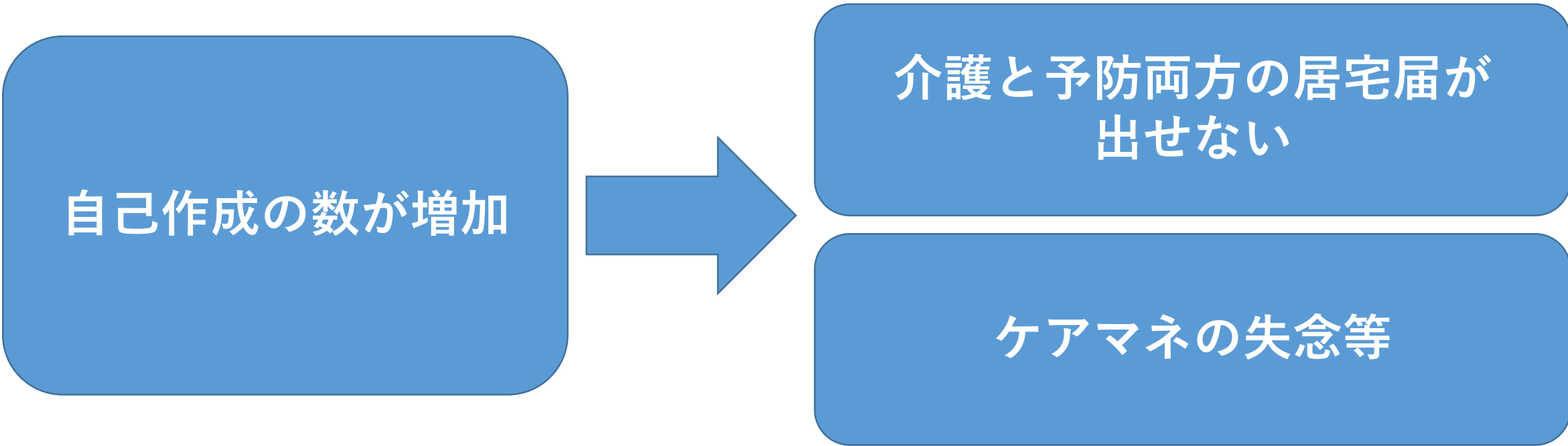
- 1次判定を直接伝えることはできません。
- 見立てと大きく違う場合は、調査票の確認をしながら助言を行うことはできます。

暫定プランの提出の義務はありませんが、CMの見立てに不安がある場合、提出していただければ、相談に乗ることも可能です。

暫定プラン廃止に伴い再確認事項

要因

自己作成の数が増加



```
graph LR; A[自己作成の数が増加] --> B[介護と予防両方の居宅届が出せない]; A --> C[ケアマネの失念等];
```

介護と予防両方の居宅届が
出せない

ケアマネの失念等

償還払い対応について

事前に市に連絡

ケアマネの失念等

償還で対応

事前連絡無し

自己作成

原則**償還払い**のため

生活援助



生活援助について

現在の宜野湾市の定義

- ①同じ母屋に居住する家族がいる。
- ②同一敷地内に居住する家族がいるのか
- ③二世帯住宅、又は同建物に居住する家族がいる
- ④宜野湾市内在住の家族がい
- ⑤その他、保険者が「同居」する場合であると認めた場合

「市内の障がいや持病を持った家族がいても理由書の提出が必要ですか？」

現段階では、提出は必要です

理由書記載方法

持病や障がいがあり、援助ができない旨を記載して頂ければ、生活援助の決定可否を判断できるため、その旨記載してください。

また、関係性が希薄で病院受診のみしか望めない等も理由書に記載してください。



今後の対応

照会



会議



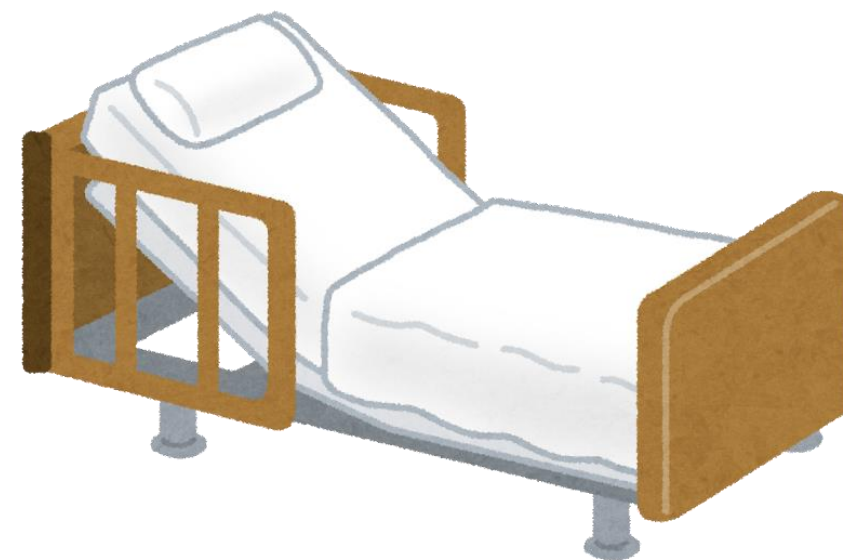
掲載

- ・事務研等で、他市町村の保険者へ定義を確認

- ・確認後、事業対象者担当と調整会議を行い、宜野湾市としての方針決め

- ・ホームページに掲載

福祉用具





現在のページ

[ホーム](#) > [組織一覧](#) > [健康推進部](#) > [介護長寿課](#) > [事業者向け情報](#) > [福祉用具貸与・購入](#) > [介護保険福祉用具販売貸与についてのご案内\(事業者向け\)](#)

介護保険福祉用具販売貸与についてのご案内(事業者向け)

いいね! シェアする × ポスト

更新日: 2024年

福祉用具販売について

在宅の要介護者、要支援者が都道府県知事の指定を受けた事業所から特定福祉用具・特定介護予防福祉用具を購入した場合は、市が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り、償還払いにて居宅介護福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費が支給されます。

支給限度額は同一年度(4月～3月)で10万円です。

支給申請には福祉用具専門相談員による販売計画書若しくは担当のケアマネによる居宅サービス計画書の作成が必要となります。

要介護・要支援認定をお持ちの方で当サービスを利用になる場合は、必ず指定の福祉用具販売事業所の相談員及び担当のケアマネにご相談のうえ購入を行ってください。

事業所向け情報⇒
福祉用具貸与・住改
に、高額購入理由書や、複数貸与の理由書を掲載
していますので、確認く
ださい。

> [企
業
内](#)

> [企
業
内](#)

特定（介護予防）福祉用具購入が必要な理由書

年 月 日

申請者 事業所名：

作成者名：

連絡先：

1. 被保険者

被保険者番号		被保険者氏名	
要介護区分		要介護認定有効期	年 月 日～ 年 月 日

2. 購入対象品

購入種別	授け便座 ・ 入浴補助用具 ・ 移せつ予測支援機器 ・ 簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分 ・ 自動移せつ如置装置の交換部分
商品名	

3. 購入前の本人・家族の状況

4. 特定（介護予防）福祉用具の選定理由

5. 購入により得られる効果

※その他必要書類に関しては、介護保険における特定（介護予防）福祉用具購入の際の留意事項をご参照ください。

通常の福祉用具ではなく、付加機能があるもの・再購入・10万円を超えるものは購入前に理由書の提出が必要になります。ホームページに掲載しておりますので確認をお願いします。

【沖縄県宜野湾市】..

同一種目の福祉用具を複数貸与する場合における理由書..

年 月 日

申請者 事業所名:

作成者名:

連絡先:

..

1. 被保険者

被保険者番号		被保険者氏名	
要介護区分		要介護認定有効期	年 月 日 - 年 月 日

2. 貸与希望の品目

貸与品目	☐ 車いす ☐ 歩行補助つえ ☐ 歩行器 ☐ その他
商品名①	
商品名②	

..

3. 本人・家族の状況

--

4. 福祉用具の選定理由

--

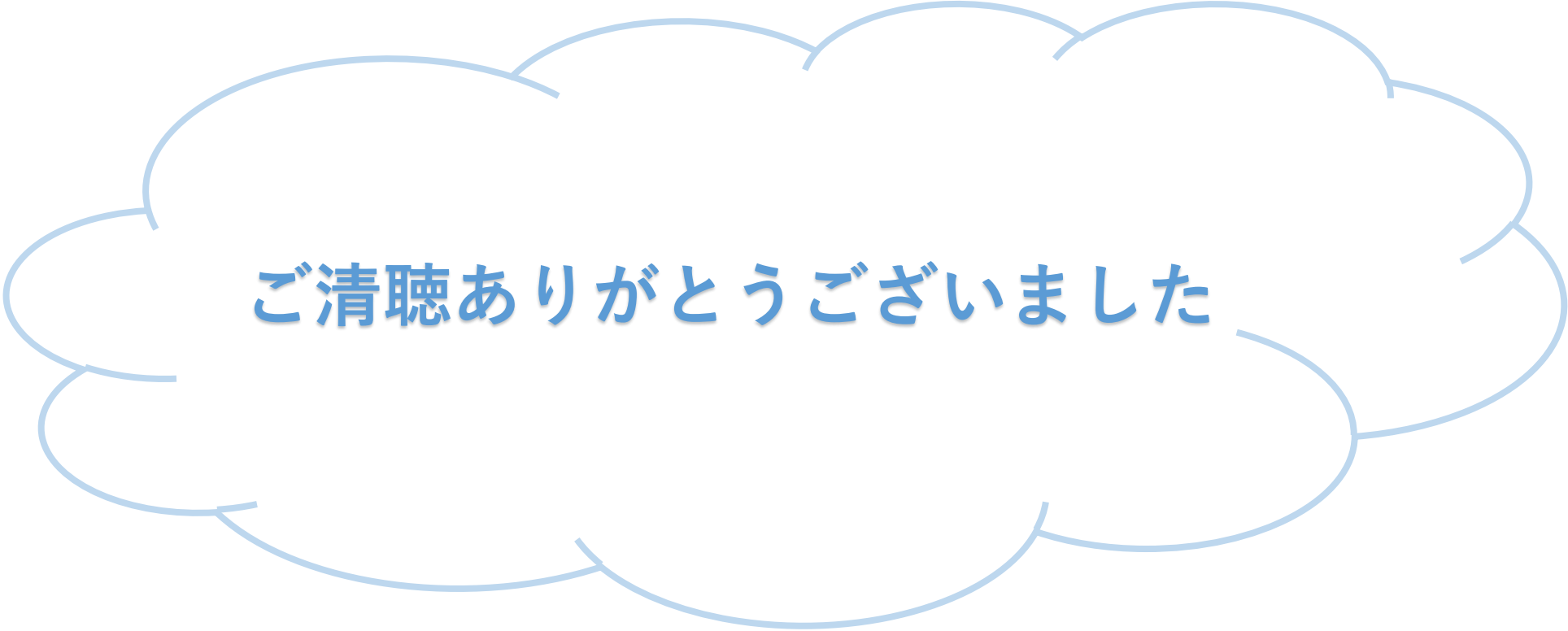
5. 複数貸与により得られる効果

--

※ その他福祉書類: アセスメント、ケアプラン

同じ種目の福祉用具を
貸与する場合も、事前
相談・理由書提出が必要
になりますので、確認
お願いします。

詳細については、改めてホームページに掲載予定のため
適時確認いただくようお願い致します。



ご清聴ありがとうございました